

特許権	判決年月日	令和4年3月28日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10146号		
<p>○ 本件決定がした主引用例の認定には構成の遺脱があるが、この構成は本件発明との相違点にはならないとされた事例。</p> <p>○ 本件決定には相違点の看過があるが、優先日当時の技術常識から当業者であればこの相違点は容易に想到し得るから、本件決定の結論に影響はしないとされた事例。</p>				

(事件類型) 特許取消決定取消請求事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2016-567850号、特許第6348992号、  
異議2018-701050号

### 判 決 要 旨

1 事案の概要は以下のとおりである。

(1) 原告は、発明の名称を「TDIラインイメージセンサ」とする発明について、平成27年5月14日(優先日平成26年5月15日(以下「本件優先日」という。))、優先権主張国韓国)を国際出願日とする特許出願(特願2016-567850号。以下「本件出願」という。)をし、平成30年6月8日、特許権の設定登録を受けた(特許第6348992号。請求項の数1。以下、この特許を「本件特許」という。))。

(2) 本件特許について、特許異議の申立て(異議2018-701050号事件)がされた。

取消理由通知を受けての訂正請求が繰り返されたが、令和2年2月7日、取消理由通知を受けたため、原告は、同年5月13日付けで特許請求の範囲及び本件明細書の記載について訂正請求(以下、この請求に係る訂正を「本件訂正」という。)をした。

その後、特許庁は、令和2年8月18日、本件訂正を認めた上で、「特許第6348992号の請求項1に係る特許を取り消す。」との決定(以下「本件決定」という。)をした。

(3) 原告は、令和2年12月24日、本件決定の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件決定の要旨は、本件発明は、本件優先日前に頒布された刊行物である米国特許第7796174号明細書に記載された発明(以下「甲2発明」という。)に基づいて当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない発明である、というものである。

3 原告は、本件発明と甲2発明の対比において本件発明には相違点の看過があり、

この看過は容易想到性の判断の結論に影響するものであり、本件決定には進歩性欠如の判断に誤りがある旨主張して、本件決定の取消しを求めるものである。

4 本判決は、以下のとおり説示して、原告主張の取消事由はいずれも理由がない旨判断した。

(1) 甲2には、本件決定が認定した構成に加えて、「各センスノード804に蓄積された電荷が複数回検知された後、各センスノード804の信号電荷パッケージが除去される場合があり」（2d'の構成）が記載されている。

甲2発明の2d'の構成における検知される信号電荷パッケージは、1つのパッケージであるのか複数のものであるのかについては、この構成に対応する甲2の記載からは必ずしも明らかではないが、他の実施例に関する記載からすると、甲2文献においては、複数回検知する場合は、単一の信号電荷パッケージを前提にしており、複数の信号電荷パッケージについて複数回検知する構成について特段の記載も示唆も見当たらない。そうすると、2d'の構成は、各センスノード804に蓄積された単一の信号電荷パッケージの電荷が複数回検知された後、各センスノード804の信号電荷が除去される場合があるとの構成であることになる。

こうした構成を前提とした上で、甲2発明と同じく、FPGAタイプを用いた信号電荷の検出方式において、信号電荷の入力を受けた後、次の信号電荷が転送される前に信号電荷がリセットされることは、本件優先日当時の技術常識であったことを踏まえると、甲2発明においても、本件発明における「前記電荷保存ノードが1つのラインセンサーの電荷の入力を受けると、前記電荷保存ノードをリセットさせることと、が交互に行われる」の構成を備えているといえる。

したがって、甲2発明における2d'の構成は、本件発明との相違点となるものではない。

(2) 甲2文献の図12からは、甲2発明において、増幅器1208から入力されるアナログデジタル変換器の個数は不明であるというほかなく、増幅器とAD変換器が同数である本件発明とこの点において相違する（原告が主張する相違点3）。したがって、本件発明と甲2発明には、本件決定が認定した相違点のほかに相違点3があり、本件決定には相違点3の看過があるといえる。

もっとも、固体撮像装置におけるAD変換器には、画素列に対して1:1の対応関係で配置されるものがあることは本件優先日当時における技術常識であるところ、甲2発明においては、複数のサブアレイ1204の数、センスノードの数及び増幅器1208の数はいずれも等しい構成であり、M個の増幅器から出力される各信号を変換するAD変換器の個数が不明であるとしても、上記技術常識を踏まえると、甲2発明においても増幅器の数とAD変換器の数も同一

の構成を有するものであることは当業者であれば容易に想到するといえる。

そうすると、上記相違点3の看過は、容易想到性の結論に影響を及ぼすとはいえない。